

和光市運賃協議会の設置について

前回の和光市地域公共交通会議において、運賃協議会の設置について御指摘をいただいたことから、下記のとおり、和光市運賃協議会を設置することといたしましたので報告します。

1. 運賃協議会の根拠法令

道路運送法第9条第4項※

2. 協議会の構成

道路運送法に基づき、下記のとおり組織する。

- (1) 市町村の職員（公共交通政策室長）
- (2) 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者（バス事業者）
- (3) 関東運輸局埼玉運輸支局長の指名する者（埼玉運輸支局）
- (4) 市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者（公共交通を利用する市民）

3. 運賃協議会の実施について

- ・ 市内循環バス等の運賃（協議運賃※）の決定に係る検討を必要とする場合に開催する。
- ・ 事業概要の承認を得たうえで協議を行うため、原則として、和光市地域公共交通会議開催後に開催する。
- ・ 複数のバス事業者に係る案件の協議に際しては、当該事業者ごとに協議会を開催し、複数の事業者による参加とならないようにする。
- ・ 運賃協議会は出席委員の過半数を以って決するものとする。

4. 本日の運賃協議会における協議事項について

本日の協議会においては下記の2項目について協議を行う。

- ・ 株式会社和光輸送の運行に係る運賃（変更なし）
- ・ 定額乗車券の販売価格

【別紙】

道路運送法第9条第4項条文

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

協議運賃

乗合バスの運賃は、国が認可する上限の範囲内において各バス事業者により決定される（上限運賃）が、市内循環バスなど、当該運賃を協議会における協議に基づき運輸局へ申請することにより決定させることができる制度を協議運賃という。